

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間</p> <p>償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を1年間延長し、令和6年3月 31 日までとする。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島振興開発特別措置法 第 11 条第 1 項及び第 8 項 ・租税特別措置法 第 12 条第 4 項柱書及び表第 4 号、第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3 第 14 項第 4 号、第 15 項第 4 号、第 19 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 20 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項 	
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和5年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)</p> <p>平成 11 年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100)</p> <p>平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成 13 年度 適用期限の3年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)</p> <p>平成 16 年度 適用期限の2年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)</p>	

			<p>過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外</p> <p>平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)</p> <p>平成 18 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加)</p> <p>平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる))</p> <p>平成 26 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 27 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限を2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限を2年間延長</p>
8	適用又は延長期間		1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発</p>

			<p>展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向を改善する。 (測定指標) 奄美群島の総人口 令和5年度 103 千人以上 (令和2年度末現在 105 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数</p> <p>令和元年度:6件 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込)</p> <p>適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績等を聞き取るにより算出した。件数の算出においては、確認書の発行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。</p> <p>令和4年度～令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取り等により推定した。</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p> <p>※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
		② 適用額	<p>○適用額</p> <p>令和元年度:10 百万円 令和2年度:7百万円 令和3年度:5百万円</p>

		<p>令和4年度:12 百万円(見込) 令和5年度:16 百万円(見込)</p> <p>適用額については、以下の式にて算出した。 例 (建築物)適用額=取得価額×償却率×0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる) ※算定根拠については別紙参照。</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>(法人税) 令和元年度:2 百万円 令和2年度:2 百万円 令和3年度:1 百万円 令和4年度:3 百万円(見込) 令和5年度:4 百万円(見込)</p> <p>(法人住民税) 令和元年度:0.2 百万円 令和2年度:0.1 百万円 令和3年度:0.1 百万円 令和4年度:0.2 百万円(見込) 令和5年度:0.3 百万円(見込)</p> <p>(法人事業税) 令和元年度:0.7 百万円 令和2年度:0.5 百万円 令和3年度:0.3 百万円 令和4年度:0.8 百万円(見込) 令和5年度:1.1 百万円(見込)</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p> <p>(法人税) 減収額=適用額×法人税率 なお法人税率について23.2%とした。</p> <p>(法人住民税) 減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額 法人県民税減収額=(法人税減収額×県民税率1.0%) 法人市町村民税減収額=(法人税減収額×市町村民税率6.0%) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 減収額=適用額×法人事業税率7.0% (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>

			<p>※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている令和5年度末総人口103千人に対し、令和2年度末時点の総人口は105千人となっている。</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増(達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成)へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。</p> <p>【参考指標】</p> <p>本特例措置を適用した企業の新規雇用者5人／年※の確保を参考指標として掲げる。</p> <p>※平成26年度から令和3年度の8ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした状況において、当該制度が奄美群島内における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要があり、雇用創出にあたっては、設備投資が有効手段とされている。本特例措置は、民間事業者を対象に事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、当該措置が妥当である。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。</p> <p>本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において重要な業種を対象としており、必要最低限の措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率(%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数(件)	1	1	0
	適用額(百万円)	1	2	0
	減収額(百万円)	0	0	0
継続	適用件数(件)	5	3	3
	適用額(百万円)	9	5	5
	減収額(百万円)	2	2	1
計	適用件数(件)	6	4	3
	適用額(百万円)	10	7	5
	減収額(百万円)	2	2	1

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	
	法人税率(%)	23.2	23.2	
新規	適用件数(件)	4	4	
	適用額(百万円)	7	7	
	減収額(百万円)	2	2	
継続	適用件数(件)	3	5	
	適用額(百万円)	5	9	
	減収額(百万円)	1	2	
計	適用件数(件)	7	9	
	適用額(百万円)	12	16	
	減収額(百万円)	3	4	

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は確認書発行先をもとに算出した見込値。それをもとに令和5年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R4) 令和4年度の新規案件については、確認書発行先から旅館業4件の新規案件を見込んでいる。
- (R5) 令和4年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、旅行業4件の新規案件を見込んでいる。
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続5件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置（割増償却率 32%）については200%定率法、建物（割増償却率 48%）については定額法にて適用額を算出。

$$\text{適用額} = (\text{取得金額又は年度当初残存価額}) \times \text{償却率(又は改定償却率)} \times \text{割増償却率}$$

※取得金額又は年度当初残存価額

適用1年目 取得金額を使用。

1年目年度末残高 = 取得金額 - 償却額※2

適用2年目以降 年度当初残高 = 前年度末残高

2年目以降年度末残高 = 年度当初残高 - 償却額※3

※1 取得金額については市町村等からの聞き取りによる額

※2 (取得金額 × 償却率) + (取得金額 × 償却率) × 割増償却率

※3 (年度当初残高 × 償却率) + (年度当初残高 × 償却率) × 割増償却率

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$\begin{aligned} (R4) : & \text{機械・装置 (償却率0.200)} + \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ & 27 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 379 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & 165 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 12 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R5) : & \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ & 758 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 243 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 \\ & = \text{計} \quad 16 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

【減収額】

適用額 × 法人税率

※適用見込額に法人税率（23.2%）にて計算を行った。